

イギリスにおける GCSE 音楽の導入に関する研究

—TES に掲載された記事の検討をとおして—

松 下 友 紀

(本講座大学院博士課程後期在学)

The Introduction of Music GCSE: Through an Examinations on Articles in the TES

Yuki MATSUSHITA

I. はじめに

GCSE 試験が導入される以前のイギリスでは、16 歳で受験・取得する教育資格が生徒の学力に応じて 2 種類あった¹⁾。2 種類の試験制度の存在は、学校における教育課程を複雑なものとしており、1970 年代から 16 歳時試験を単一化しようという動きが起こった。試験制度の見直しの結果、1986 年に中等教育の義務教育修了段階にある全ての生徒を対象とする教育資格 GCSE²⁾ が導入された。同年、各試験団体³⁾ は前年に公表された全国規準に基づき試験シラバスを作成・公表し、各中学校は GCSE 課程を設置した。そして 1988 年には第 1 回 GCSE 試験が実施された。

GCSE 試験制度において音楽は、英語や数学などと同様に 1986 年の導入当初から設けられている科目である。GCSE 音楽の評価内容・評価方法は、全国規準に定められている。その全国規準は、導入後これまで、1995 年、2000 年、2007 年に改訂が行われてきた。

GCSE 音楽の変化を追った先行研究は、Pitts (2000)⁴⁾、QCA⁵⁾ の報告 (2007)⁶⁾ が挙げられる。Pitts (2000) は、GCSE 音楽の導入から評価の方法がどのように変化したかを追っており、GCSE 音楽では音楽活動が重視され、知識は活動の副産物となったと指摘している⁷⁾。QCA の報告書では、各全国規準に基づいて作成される GCSE 音楽の試験シラバスおよび試験問題の変化の概要が明らかにされている⁸⁾。しかし、改訂の背景として GCSE 音楽の評価や指導に関する者の見解を整理している研究はこれまで見られない。筆者は、導入時期における GCSE 音楽に対する見解を知るための 1 つの手がかりとして、*Times Educational Supplement* (以下、TES) をとりあげる。TES は『ロンドンタイムズ』で知られる英紙 *The Times* の別売週刊補遺である。この新聞に、イギリスにおける教育政策の動向、海外の教育事情、教育関連書籍の紹介など、主として教師向けの内容が掲載されている。また、ほぼ毎号において、教科内容や教材・教具、児童図書などに焦点をあてた特集が組まれており、音楽についても年に 2 回特集が組まれている。この中には GCSE 音楽に関する記事も掲載されている。GCSE 音楽に関する記事は中等学校の音楽科教員、試験委員などから寄せられている。したがって、これらの記事を精査することによって、1995 年の全国規準の改訂に影響を与えた GCSE 音楽に対する当時の見解を知ることができると考える。

GCSE 音楽の全国規準の導入と 1995 年の改訂の間に、イギリスの音楽科教育にナショナル・カリキュラムが導入され、1995 年に改訂されている。同年に改訂された GCSE 音楽の全国規準では、扱う内容はナショナル・カリキュラムに基づくべきことが規定された⁹⁾。そのため、ナショナル・カリキュラム音楽の内容も検討しなければならないと考える。本稿では、GCSE 音楽の全国規準が導入された 1985 年から、それが初めて改訂された 1995 年までに焦点を当て、TES における記事の検討をとおして GCSE 音楽の評価内容および評価方法の変化の背景を明らかにすることを研究の目的とする。

II. GCSE 音楽の全国規準

1. GCSE 試験制度の概要

GCSE 試験は、試験規則や科目別に設けられている規準に従って、試験団体が管理・運営を行う。試験団体は、試験シラバスの作成、試験問題の作成と試験の実施、評価の調整、グレードの付与を行う。評価は、試験団体が行う最終試験と、学校内部で教師が行うコースワーク評価で構成される。コースワーク評価とは、通常の授業の中で生徒が学習してきたことを評価するものである。コースワーク評価の得点と最終試験の得点とを合わせて最終的な試験の成績になる。GCSE 試験の成績は、どの科目も A* (スター)¹⁰⁾, A, B, C, D, E, F, G の 8 つのグレードで示される。グレード A* からグレード F までが合格で、グレード G は不合格となる。

2. GCSE 音楽の全国規準（1985）の概要

(1) 評価

AO1：聴取

志願者に、次のことを要求すべきである。

- ①専門用語や非専門用語を用いて、音楽の構造的要素、表現的要素に反応すること。
- ②五線譜、適切な他の記譜法を用いて、音と記号の間の関係性に気づくこと。
- ③過去から現在までの音楽様式への意識と認識を示すこと。

AO2：演奏

あらかじめ準備した演奏

志願者に、以下の内容から 2 つを要求すべきである。

- ①個人で歌唱あるいは演奏すること。
- ②アンサンブルの中で歌唱あるいは演奏すること。
- ③アンサンブルの練習と指揮を行うこと。

準備なしで行う演奏

志願者に、以下の内容から 2 つを要求すべきである。

- ④新曲視奏・新曲歌唱
- ⑤フレーズの聴奏・聴唱
- ⑥即興演奏

AO3：作曲

伝統的な表現形式や、現代の表現形式を用いて音楽を作曲すること、あるいは編曲することを志願者に要求すべきである。

(DES, 3. Assessment Objectives, *General Certificate of Secondary Education : The National Criteria Music*, HMSO, 1985, pp.2-3 より筆者訳出。)

1985 年の全国規準で評価対象 (Assessment Objective, 以下 AO) としたのは音楽活動である。AO1：聴取、AO2：演奏、AO3：作曲の 3 つが示された。聴取と作曲の具体的な評価内容と評価方法は別の項目で定められており、まとめると表 1 のようになる。

表 1：1985 年の全国規準における評価内容と評価方法

評価対象	評価内容	評価方法
聴取	<ul style="list-style-type: none">○音楽の抜粋や短い楽曲を聞いて価値判断できる。○簡単なスコアを理解するのに十分な記譜法の知識を習得している(♯4, ♭4 以内の長調と短調、4 声部以内のスコア)。○楽譜なしで音楽に反応できる。○過去から現在までの様々な音楽の様式を知り、明らかにできる。	音源を聞きながら行う筆記試験。 多肢選択、短文、自由文、ショートエッセイ、文章記述

演奏	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ準備した演奏 以下より 2 つを選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人で歌唱あるいは演奏すること。 ・アンサンブルの中で歌唱あるいは演奏すること。 ・アンサンブルの練習と指揮を行うこと。 ○準備なしで行う演奏 以下より 2 つを選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新曲視奏・新曲視唱 ・フレーズの聴奏・聴唱 ・即興演奏 	課題は楽譜によって提示される。 教師によって評価され、外部による調整を受けるか、外部試験官によって評価される。
作曲	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な記譜法を使用する。 ○編曲または作曲。特定の楽器や歌のために作曲する。 ○採点される項目 <ul style="list-style-type: none"> ①多様性（リズム、持続、テンポ、音高、旋律と和声） ②調和（使用されている様式の一貫性） ③バランス ④形（音形、アイディアの設計と構成） 	授業の中で作曲を行い、教師による評価と外部試験官によって評価される。

(DES, *General Certificate of Secondary Education : The National Criteria Music*, HMSO, 1985, pp.2-5 より訳出し作成。)

聴取の試験では、#4, b 4 以内の長調と短調、4 声体以内のスコアを扱うことを示しており、伝統的な記譜法に関する知識も重視されていたことがわかる。演奏では、新曲視奏や新曲視唱、即興演奏などが含まれており、専門的な内容も評価に含まれていた。しかし、演奏や作曲では、どのような能力を見たいのかが不明瞭なものであった。

3. GCSE 音楽の全国規準（1995）

(1) ナショナル・カリキュラム音楽における知識・理解・技能

1995 年の改訂では、ナショナル・カリキュラム音楽における知識、理解、技能に基づくべきことが定められた。ナショナル・カリキュラム音楽は 1992 年に導入され、1995 年に第 1 次改訂が行われた。ナショナル・カリキュラムでは、キー・ステージ¹¹⁾ごとに学習内容を定めた学習プログラムと、到達すべき技能や能力を定めた到達目標が示されている。学習プログラムと到達目標は作曲と演奏、聴取と評価の 2 つに分類されて記述されている。

ここでは、GCSE 音楽の評価内容の基礎となる、ナショナル・カリキュラム音楽のキー・ステージ 3 の到達目標をみる（表 2）。

表2：ナショナル・カリキュラムの到達目標

92 年	95 年
AT1：作曲と演奏 <ul style="list-style-type: none"> ・符号、記号、音楽的な指示を解釈して、様々な様式を用いて演奏する。 ・なめらかに、表現豊かにソロパートを演奏する。 ・他のグループから独立したパートを維持しながらグループの中で演奏する。 ・音楽的な構造の中でアイディアを発展させながら、音楽を作曲し、編曲し、即興する。 ・作品を修正し、後の演奏のためにそれらを適切に音符で記す。 	AT1：演奏と作曲 <ul style="list-style-type: none"> ・自信をもちコントロールしながら各々のパートを演奏する。 ・音楽の雰囲気や効果を説明する。 ・他の演奏者への配慮を示し、自分のパートを全体に合わせる。 ・和声を含め多様なテクスチュアを使用し、構造の中で音楽的アイディアを発展させる。 ・音楽の諸要素と多様な楽器を活用する。 ・ある目的のために作曲し、記譜法を用いる。場合に応じて、音楽的なアイディアを探究し、発展させ、修正するために情報技術を使用する。

AT2：聴取と評価

- ・音楽の諸要素について複雑な音楽、幅広く多様な音楽を理解しながら聴取する。
- ・様々な形式の記譜法に関する知識を示す。
- ・音楽の歴史的発展に関する知識、様々な時代や文化の音楽的伝統に関する理解を示す。
- ・個々の音楽的作品について理解していることを示す。
- ・目の前で演奏されているものや録音されている特定の演奏を批判的に評価する。

AT2：聴取と評価

- ・様々な様式や伝統で使用される伝統的手法を明らかにし、音楽に反応する。
- ・生徒は特徴と雰囲気の変化を分析し、音楽の効果を評価する。
- ・自分の意図や他者のコメントに注意して、批判的に自分の作品を評価する。
- ・変化しない音楽の特徴と変化する音楽の特徴を識別しながら、全ての時代・場所の音楽を比較する。
- ・音楽的な言葉を適切に使用する。

(DES, *MUSIC in the National Curriculum (England)*, HMSO, 1992, pp.8-9, DFE *Music in the National Curriculum*, HMSO, p.9 より筆者訳出。)

演奏については、アンサンブルを行うことを前提とした能力の習得が目指されており、作曲については、音楽の諸要素や記譜法を理解し、音楽的なアイディアを探求する能力が目指されている。聴取・評価については、音楽の諸要素や記譜法への理解と、音楽の歴史についての知識が求められ、95年からは、分析したり比較する能力も含まれている。

音楽の諸要素は、1992年のナショナル・カリキュラムにおいても、1995年のナショナル・カリキュラムにおいても音高、持続、強弱、テンポ、音色、テクスチュア、構造の7つが示されている。扱われる音楽は、ヨーロッパの「古典的」伝統とその初期の源流から現在まで、フォークからポピュラー音楽まで、イギリス諸島に土着の音楽、世界中の音楽文化、過去から今までの有名な演奏家、作曲家のものなど多彩である¹²⁾。

(2) GCSE 音楽の全国規準（1995）の概要

①内容

- ①（イングランドおよびウェールズのナショナル・カリキュラムに記載されている）音楽の諸要素、様々な時代や場所で用いられている楽器と芸術上の慣習。
- ②記譜法。伝統的な譜表記法を含む。
- ③音楽の伝統における継続と変化。音楽の変革に作曲家と演奏家がどのように寄与してきたかを含む。
- ④多様なジャンルと様式の音楽、さまざまな時期と伝統から選ばれた音楽。

(SCAA, CAA, 4. Syllabus Contents, GCSE regulations and Criteria, 1995, p.65. より筆者訳出。)

音楽の専門用語、音楽の諸要素、記譜法、多様な音楽様式に関する知識は、1985年の全国規準で「AO1：聴取」に含まれていた。1995年の改訂では、音楽の知識・理解は「シラバスの内容」として新たに項が設けられている。

②評価

- AO1：独奏のパートあるいは独奏部分を演奏することによって、技術のコントロール、表現、適切な解釈を示す。
- AO2：それぞれ異なったパートを他者と演奏することによって、あるいはグループを練習させ指揮することによって、技術のコントロール、アンサンブルのセンスを示す。
- AO3：音楽をつくることによって、音楽的アイディアを創造し、発展させる能力を示す。
- AO4：与えられた、あるいは自分で選んだ指示文に合う完成された音楽をつくることによって、音楽の諸要素と楽器を適切に使用できる能力があることを示す。
- AO5：音楽が作られた背景を関連させて、さまざまな様式と伝統という視点から音楽を特徴づけているものを特定し比較できる能力を示す。
- AO6：音楽を批判的に判断し、音楽的語彙を用いることによって、考えを表現し根拠づける能力を示す。

(SCAA, CAA, 3. Assessment Objectives, CSE regulations and Criteria, 1995, p.64 より訳出。)

1995年の全国規準で示された評価対象は以上の6つである。1985年の全国規準では、評価対象は評価すべき音楽活動が示されていたが、今回の改訂では能力を示すものへと改められている。明示されていないが、AO1とAO2は演奏、AO3とAO4は作曲、AO5とAO6は聴取・評価に関するものである。1985年の全国規準と比較して、評価すべき能力が具体的に示されている。

1985年の全国規準におけるAO2の演奏は、ソロとアンサンブル、アンサンブルの練習・指揮から2つを選択する「準備した演奏」と、視奏・視唱、聴奏・聴唱、即興演奏から2つを選択する「準備なしで行う演奏」で構成されていたが、この改訂でソロとアンサンブルが個々に評価対象となり、選択肢であったソロが必修の評価対象となっている。一方、初見演奏や聴唱・聴奏、即興演奏は評価の対象から削除されている。1995年の全国規準で演奏について求められている能力は、技術のコントロール、表現、適切な解釈、アンサンブルのセンスの4つである。

1985年の全国規準におけるAO3の作曲では、多様な表現形式を用いて作曲することや編曲することが要求されている。1995年の改訂では、要求されている能力が具体化し、音楽のアイディアを創造し、発展する能力に加えて、ある特定のコンテキストに応じて作曲する能力、音楽の諸要素と楽器を適切に使用できる能力が要求されている。

聴取・評価について、1985年の全国規準では、音楽に対する反応や気づきが評価対象に含まれていたが、1995年の全国規準では、特徴づけているものを比較する能力、批判的に判断する能力、考えの表現や根拠づける能力が要求されており、1985年の全国規準よりも評価の能力に重点が置かれていると言える。評価全体では、最終試験は最大で40%となっている。

III. TESに掲載されたGCSE音楽に関する記事の検討

1986年から1994年までの間、TESに掲載されたGCSE音楽に関する記事は、評価、内容、指導法に関するものであった。記事の執筆者は、中学校の音楽科教員が最も多く、試験団体の音楽担当、BBC学校放送の関係者なども見られた。以下、項目に分けてどのような意見が述べられていたのかをまとめる。

1. GCSE音楽で生徒に求める知識、能力

Preston¹³⁾(1986)は、GCSE音楽に肯定的な教師は、音楽を表現の手段として考えており、音と関係する個々の能力の発達を目指していると述べている。そして、GCSE音楽の指導の課程において不可欠なものは、自己批判力を伸ばし、音楽的気づきを深めることであると述べ、これらの習熟を通してコミュニケーションの手段としての音楽を作る必要な技術が獲得できるとしている。また、録音された音楽の抜粋を聞きながら行う聴取の試験は、特定の課題の楽譜を覚えて試験するという従来の試験方法よりも実際的な聴取の技能の習熟を促進すると述べている¹⁴⁾。

Chatterley¹⁵⁾(1987)は、GCSE音楽に作曲が含まれたことは、あらゆる人々が作曲を学ぶことを意味し、初心者に合わせて、何を作曲とみなすかを見直すことを意味していると述べている。そしてGCSE音楽では、音楽の材料をうまく処理できる能力の発達、意図を明確に表現できる能力の発達をみるべきであると主張している¹⁶⁾。

Scarfe¹⁷⁾(1987)は、GCSE音楽における多様な音楽文化の扱いについて述べている。Scarfeは、これから音楽教育に期待されているのは、単なる音楽の事実や理論の教授ではなく、生徒があらゆる音楽文化を学習することによって、多様な音楽の概念を学習することであり、聴取・作曲・演奏の中でその概念に気づき、表現できるよう機会を保障することであると主張している。そして、多様な音楽文化を経験したり、用いたりする場合、全ての文化に共通する要素として学ぶべきものとして、リズム、旋律、テクスチャ、音色、様式、形式の6つを示している¹⁸⁾。

2. 評価に関するもの

(1) 評価の公正さ、適切さに関する見解

Sutton¹⁹⁾(1988)は、①演奏と作曲の評価について、客観的な方法で、教師が共通の合意を有して評価できているのか、②選択肢の組み合わせによって生じる評価の差をどう扱うのか、③多様な記譜法を許可し、多様な作品が予想される作曲について、作品の標準化ができるのかを指摘している。制度自体に改善策を提案してはいないが、学校単位で解決策をいくつか提案している。例えば、クラス規模で行うアンサンブルは他にも多くの問題を生じさせるため、伴奏付きの演奏を2つ提出すればアンサンブルとソロの要求を満たすような試験団体のシラバスを選ぶこと、作曲については、限定した課題を設定することで評価の統一を図ることなどである。限定した課題は2種類あり、1つは一般的な記譜法によるもので、もう1つは作

品の基礎に文学的な資料を使用するものか、特定の雰囲気やアイディアがあるものを提案している²⁰⁾。

(2) 評価における個性や音楽性に関する見解

Sutton (1988) が指摘する問題点、解決策について反論を述べているのは、Mates²¹⁾ (1988) である。Mates は、試験団体において採点の公正さを保つ責任者を経験した立場から、演奏と作曲について評価は完全であり、教師間で調整されていると主張した。作曲については、そのオリジナリティーを重視している。特定の課題や訓練の積み重ねによって受験生が型にはまつた作品を提出すること、彼らの作品が抑制されることを危惧している。演奏については、課題曲を設けていないことが受験生に利益をもたらしていると現在の評価方法を評価している²²⁾。

Hooker (1990) は、生徒の音楽性と敏感さを発達させることを目的とすべきであるという立場から、GCSE 音楽の聴取の試験について批判した。ある楽曲で使用されている楽器は何か、関係のある都市はどこかという試験問題は、生徒の美的な反応を抑制すると述べ、美的な反応や芸術性を評価するための新しい評価方法の開発の必要性を説いた²³⁾。

(3) 評価や指導に影響を与える楽器の問題

演奏の評価内容にアンサンブルを含めていることや、多様な音楽文化を許容したために、それに関連して楽器の問題が生じた。

Sutton (1988) は、評価におけるアンサンブルの実用性を問題に挙げている。その理由は、クラスでアンサンブルを行う場合に、構成員全員に適している楽曲を選択することが困難であること、クラスサイズと利用可能な楽器には各校によって差があり、それが試験の評価に影響すると指摘している²⁴⁾。

Mates (1988) は、演奏にシンセサイザーやキーボード、リズム・マシーンが用いられることを問題視している。GCSE 音楽では多様な楽器の使用を許可している。しかし、これらの楽器は片手だけでポップスの旋律を作り出し、指一本で和音を作り出してしまい、即効的な評価のための万能薬にはなるけれども、能力に応じた演奏を行っていることにはならないことを指摘している²⁵⁾。

Hooker²⁶⁾ (1990) も演奏におけるシンセサイザーなどの過度な使用が音楽作りを制限していることを問題視している。新しい音の響きは高価なこれらの楽器から入手できるが、ヘッドフォンを使用して学習することで、互いに演奏することが軽視されていると指摘し、一般的な楽器を演奏することも軽視されていると指摘している²⁷⁾。

IV. 考察

評価の改訂で大きな変化が起きたのは演奏の評価内容である。GCSE 音楽の 1985 年の全国規準では、新曲視奏や新曲視唱、聴奏・聴唱、即興演奏という専門的な能力も要求されていた。多様な選択肢を準備することで、GCSE 試験が対象とする幅広い学力層の受験生に対応したためである。初見演奏や即興演奏などは 1995 年の改訂では削除され、ソロとアンサンブルの能力のみが評価されることになった。高度であると考えられる内容を削除することで、より広い学力層に対応しようとしたことがわかる。また、GCSE 音楽では教員が指導と評価の両方を行うこととなり、負担が増えたことは明らかである。伝統的な音楽の訓練を受けてきた教師にとっては、新しい GCSE 音楽の制度下における指導と評価は困難であったと言えよう。そのために、評価内容を削除する必要があった。

1995 年の GCSE 音楽で、コースワーク評価が最大で評価全体の 60% を占めることができることとなっただ。Pitts が指摘するように、コースワークにおける活動過程、音楽活動における評価が重視されるようになったと言える。しかし、このことは、知識や技能の軽視ではないと考える。対象とする生徒と音楽文化が広がったために、生徒に求める知識や技能の考え方方が変化したためである。GCSE 音楽において扱われる音楽文化や楽器が多様化したことは、受験生にとって可能性の幅を広げたことになる。扱う内容を維持しつつ、多様な音楽文化に共通する最低限の知識や技能が新たに模索され始め、評価方法の改善が試みられたと考えられる。その結果として現れたのが、1995 年の全国規準で示された 4 つのカテゴリーで示された知識であり、評価対象に示された 6 つの能力である。

V. おわりに

本稿では、*TES*における記事の検討を通して、GCSE 音楽についての見解が 1995 年の改訂にどのように影響したのかを考察した。具体的な評価内容・評価方法の変化とその背景については、各試験団体による試験シラバスや実施問題等の検討や他の音楽教育に関する雑誌における記事の検討が必要であるが、それは今後の課題としたい。

【註および引用文献】

- 1) General Certificate of Education の Ordinary Level と Certificate of Secondary Education のこと。GCE は 1951 年に導入され、義務教育修了時に受験する O レベルと、その後の専門教育を経て受験する A レベル (Advanced Level) から構成されていた。GCE・O レベルは学力層の上位 20% を対象としており、主としてモダンスクール在籍の生徒を対象とするものであった。1965 年、モダンスクールやテクニカルスクール在籍の生徒の要求に合わせて、GCE・O レベル対象生徒に次ぐ 40% 学力層を対象とする CSE が導入された。
- 2) General Certificate of Secondary Education.
- 3) 試験の管理運営を行う非政府機関。イングランドに 3 団体、ウェールズと北アイルランドにそれぞれ 1 団体ある。
- 4) Pitts, Stephanie, 'Question of Assessment: toward the GCSE', *A Century of Change in Music Education: Historical Perspectives on Contemporary Practice in British Secondary School Music*, pp.126-152.
- 5) 資格教育課程局 Qualification and Curriculum Authority.
- 6) QCA, *Review of standards in A level and GCSE music 1985 - 2005*, 2007.
- 7) Pitts, op. cit. 4, p.150.
- 8) QCA, op. cit. 6.
- 9) SCAA, CAA, 2. Aims, *CSE regulations and Criteria*, 1995, p.64.
- 10) グレード A* は、1994 年に加えられた。
- 11) イギリスでは、義務教育段階が 4 つに分けられており。キー・ステージ 1 が 5 歳から 7 歳、キー・ステージ 2 が 7 歳から 11 歳、キー・ステージ 3 が 11 歳から 14 歳、キー・ステージ 4 が 14 歳から 16 歳である。音楽科はキー・ステージ 3 までが必修教科であり、ナショナル・カリキュラム音楽の内容にそつて教育が行われる。
- 12) DES, *MUSIC in the National Curriculum (England)*, HMSO, 1992, p.9, DFE *Music in the National Curriculum*, HMSO, p.6.
- 13) バンクシャーの音楽アドバイザーで、試験団体の 1 つ SEG の音楽調査委員会のメンバー。
- 14) Preston, Hamish, 'Listening, Composing, Listening...', *TES*, 14. 3. 1986, p.45.
- 15) BBC 学校放送のアシスタントチーフ。
- 16) Chatterley, Albert, 'GCSE Part 3. Composition', *TES*, 16. 1. 1987, p.54.
- 17) 大ロンドンにあるパブリック・スクール、ハロー校の音楽科主任。
- 18) Scarfe, Jill, "Common to all Culture", *TES*, 17. 1. 1987, p.55.
- 19) イングランドのサマセット州トートンにあるカースル校の音楽科主任。
- 20) Sutton, Sandra, 'An unfair task?', *GCSE music assessment*', 16. 1. 1987, p.59.
- 21) 試験団体の 1 つである NEA の調停委員長。
- 22) Mates, Vyner, 'GCSE: ground for optimism', *TES*, 1. 7. 1988, p.56.
- 23) Hooker, Ian, 'Once more with feeling' *TES*, 1. 6. 1990. p.33.
- 24) Sutton, op. cit. 20.
- 25) Mates, op. cit. 22.
- 26) グラマースクールの音楽科主任、バッキンガムシャーの音楽科アドバイザー
- 27) Hooker, op. cit. 23.

【参考文献】

- ・ Department for Education and Science, *General Certificate of Secondary Education :The National Criteria General Criteria*, Her Majesty's Stationery Office, 1985.
- ・ Department for Education and Science, *General Certificate of Secondary Education :The National Criteria Music*, Her Majesty's Stationery Office, 1985.
- ・ 飯田直弘「イギリスにおける GCSE 試験制度の成立過程に関する一考察」『国際教育文化研究』5号 , 2005, pp.105-116.
- ・ School Curriculum and Assessment Authority, Curriculum and Assessment Authority for Wales, *GCSE regulations and criteria*, 1995.
- ・ 塩原麻里・高須一「英国音楽科教育におけるカリキュラムの変遷とその背景—ナショナル・カリキュラム成立の過程とその導入」『東京学芸大学紀要第5部門』56号, pp.1-16。
- ・ 鈴木秀幸「観点別評価—イギリスの教育改革に学ぶ音楽」『指導と評価』7月号 , 1996, pp.52-56。